

安全の手引き

令和7年2月

在ドバイ日本国総領事館

I	防犯の手引き	
1	防犯の基本的な心構え	1
2	防犯対策上のチェックポイント	1
3	交通事情と事故対策上のチェックポイント	4
4	略取・誘拐対策上のチェックポイント	6
5	とっさの一言	7
II	緊急事態発生時の手引き	
1	平素の準備	8
2	テロ事案に遭遇した場合の対応	9
3	緊急事態発生時の対応	9
4	安否確認及び国外退避に向けた支	10
5	緊急携行品・備蓄品の準備	12
6	主要緊急連絡先	13

はじめに

ドバイは中東地域の中でも目覚ましい発展を遂げており、その発展の過程において、積極的な外国企業の誘致を始め、経済・貿易投資・運輸・観光のハブとして、世界各国から多数の外国人を受け入れています。その結果、現在では外国人居住者が人口の9割を占めるまでになっています。また、観光立国の名のとおり、当地を旅行先として短期訪問する外国人も多いなどの特色があります。

当地の治安当局は、ビジネス環境や対外的なイメージを良好に保つため、治安維持を重視し、厳格な出入国管理のもと犯罪の防止に努めています。他の中東諸国と比べれば当地の治安は良いと言えますが、すり、ひったくり等の窃盗事件、女性や子供が被害者となる性犯罪、SNS等を利用した詐欺事件等の発生は頻繁に報じられており、在留邦人で被害に遭う方もいます。また、宗教上の慣習、文化・風習の差違に関する理解不足等に起因して、不快な思いをしたり、犯罪の被害者となったり、場合によっては犯罪の被疑者になったりする方もいます。

また、当地の周辺の中東諸国の情勢はいまだ不透明と言えます。周辺地域での争乱や紛争が当地に影響を及ぼす可能性は否定できず、昨今のガザ情勢等を受け、2023年10月以降、一部のテロ組織が、イスラエルや欧米のほか、ドバイを含む中東諸国の関連権益等を標的にするよう繰り返し呼びかけていることなどから、テロや暴力事案が発生する脅威が増大しており、緊急事態に備えて計画や準備をしておく必要があります。

この手引きは、ドバイ及び北部首長国に在留・滞在する日本人の皆様を知っていただきたい防犯上の留意点及び緊急事態発生時の留意点をまとめたものです。皆様の安全対策上の参考としていただければ幸いです。

I 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 危機管理意識の保持

自分と家族の安全は「自分達全員で守る」との心構えで危機管理意識を保持し、犯罪や攻撃の対象となりうる「ソフト・ターゲット」と認識されないようにしましょう。

(2) 日常生活の注意点

「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」を念頭に生活し、常に最悪の事態を想定し万全な準備を心がけましょう。

(3) 当地の情勢を正しく理解する

コミュニティ、職場、在留邦人等と信頼できる関係を作り、日頃から情報収集を心掛け、当地の文化、風俗、価値観を十分に理解しましょう。以下3ページで紹介する「当地特有の事象」などにも配慮しつつ、他人をむやみに刺激せず、目立たないように行動することを心がけましょう。

(4) 住居の安全対策

住居は、在宅時は身を守り、不在の時は財産を守る、まさに生活の基礎です。物件選定時から、安全対策を最優先に考えましょう。

2 防犯対策上のチェックポイント

以下、注意すべきポイントを列挙しました。チェック(☑)を入れるなどして、御自身の状況を確認してみてください。

(1) 住居選定時のチェックポイント

ア 共通項目

- 周辺に落書き、違法駐車が多くないか。不審者が身を潜めるような場所や死角はないか。
- 照明設備は整っているか。電球が切れたまま放置されていないか。
- 玄関ドアの扉の強度、扉の枠の強度は十分か。
- 覗き穴、インターホン等の設備は万全か。
- 入居に際し、鍵が新調できるか。

イ 集合住宅の場合

- 第三者が容易に出入りできない構造か。
- 出入口に管理人又は警備員が（夜間も含め）常駐しているか。
- 駐車場の出入管理、照明設備、夜間の管理は十分か。
- 警報装置、火災報知器、非常ベル、非常口の設備、管理は十分か。

ウ 独立家屋の場合

- 警察署、消防署等が近くにあるか。
- 通報する際に目印となる建築物等が近くにあるか（当地は住所表記があいまいなため、通報時の目安として）。
- 塀、柵、門等の高さ、強度は十分か。容易によじ登れないか。
- 2階への足がかりとなる樹木、構造物はないか。

エ ホテル等一時滞在の場合

- 貴重品は常時携行し、部屋内に放置しない。
- 在室中は常時防犯チェーンを掛け、来訪者は覗き窓で確認し、不用意にドアを開けない。
- 従業員が部屋を訪問した場合は、ドア越しに目的を聞く。
- 訪問者に不審点等があれば、電話でフロントに確認する。
- 非常口・避難口を確認する。

(2) 在宅（居住）のチェックポイント

ア 鍵、錠

- 予備鍵は家族以外に預けない。
- 貴重品、現金等は、自宅内でも鍵のかかるところに保管する。
- 在宅時でも常時施錠（できる限り複数）する。

イ 警備員、使用人、訪問者等

- 修理、工事等の作業には必ず家族が立ち会う。使用人に独断で修理、工事等を行わせない。

(3) 外出時のチェックポイント

ア スリ、置引き対策

- 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。
- ズボンの後ろポケット等、外から見えるところに財布を入れない。
- ウエストポーチ、肩掛けバッグ等は、自分の前に抱えて持つ。
- バッグ等は体から離さない。テーブル、椅子の上等に放置しない。

イ 車上ねらい、自動車盗対策

- 車内に貴重品を残さない（外から見える位置に置かない）。
- 短時間であっても、エンジンをかけたまま車から離れない。
- 車に防犯装備（警報機器、ハンドルロック）を取り付ける。

ウ 性犯罪対策

- 肌の露出や体の線を強調した服装は避ける（宗教的にも要配慮）。
- 夜間の単独での外出は避ける。
- 見知らぬ人から車に乗るよう勧められても乗らない。

エ タクシー利用時の注意事項

- 助手席には乗車しない（わいせつ事案も報じられている）。
- 行き先地までのある程度の道程を把握しておき、乗車前に運転手に行き先を告げ、確認する（ただし、当地のタクシー運転手は、特に有名な観光地や建物を除き、地理に詳しくない者も多い）。
- 違法な無認可タクシー（白タク）を利用しない。

【当地特有の事象を踏まえた留意事項】

① 無用な写真撮影の自粛

当地では、軍事施設、経済インフラ施設（石油施設、発電施設等）、橋梁、政府関連の建物、外交団施設、空港等を許可なく撮影することは禁止されています。撮影禁止区域で許可を得ずに撮影禁止とされている施設を撮影したため、在留邦人が警察に身柄拘束される事案も発生しております。写真や動画の撮影を禁止する看板がある地域での撮影行為は絶対に行わないでください。また、撮影禁止の看板がない場所であっても、許可を得ずに上記の施設を撮影した場合、身柄拘束される可能性がありますので、無断でこうした施設を撮影することは控えてください。

② 誤った情報の拡散・誹謗中傷と受け取られるような評価コメントの掲載の自粛

当地では、誤った情報を拡散する行為や、一定の事実に基づく場合であっても他人を誹謗中傷する行為は、禁止されており、こうした行為により、身柄拘束や罰金といった処罰が科される可能性があります。当地の報道においては、享受したサービスへの不満を Google（クチコミ）やインスタグラムといったソーシャルメディアに投稿した際に、相手方を誹謗中傷するような内容を書き込んだ人物に罰金が科され、利用していた携帯電話が押収された事案が紹介されています。こうした点を踏まえ、事実とは異なる内容に基づく批判や、誹謗中傷と受け取られかねない強い文言の内容をインターネット上に掲載することは控えてください。

3 交通事情と事故対策上のチェックポイント

当地では、自動車が主たる交通手段です。他の中東諸国と比較すれば市中の道路は良く整備されていますが、主要幹線道路（※高速道路ではない）でも、速度制限が 80km 等高速で車が走行している、日本ではなじみのないラウンドアバウトが多数ある、急なかつ無理な車線変更を行うドライバーが多いなど、道路構造やマナーの点で日本の道路交通環境とは異なる点が多数あります。

以下に列挙するポイントを踏まえ、安全運転に心がけましょう。

(1) 当地の交通事情を理解する上でのチェックポイント

ア ラウンドアバウト

- 左側から来る車両（内部を走行している車両）が優先であることを理解し、無理して進入せず、進入する際は、内部を走行中の車両に十分注意する。
- 大型のラウンドアバウトにおいて右から二番目のレーンから出る際には、右側（一番右のレーン）を走行する車両の動きに十分注意する。（一番右のレーンが右折専用になっているにも関わらず、ルールを守らず、直進してくる場合があることに注意。）

イ 主要幹線道路（高速道路）の出口付近

- 主要幹線道路（高速道路）から出る際には、早めの車線変更を心がける（市内の主要幹線道路は、誤って出口を過ぎるとルート復帰に大回りしなければいけない構造となっている。）。
- 出口付近には、強引に車線変更する車両、本線上で停止する車両、通過してしまった出口から本線上をバックしようとする車両等がいるので要注意。

(2) 安全運転の基本原則

ア 交通法規の遵守

- シートベルトを必ず着用する（後部座席を含む。）。
- 制限速度、信号、一時停止を厳守する。
- 携帯電話を使用しながらの運転はしない。

イ 防衛運転の励行

- 周囲の状況に合わせた速度、適切な車間距離の保持を心がける。
- 無理な運転は避け、十分な安全確認による「防衛運転」に徹する。

- 後ろからクラクションを鳴らされても、無理をせず、慌てずに運転する。

ウ 飲酒運転の厳禁

- 飲酒運転で事故を起こすと、重罰が科され、保険も適用されない。
- 近距離であっても飲酒運転は絶対にしない。

(3) 事故当事者となった場合のチェックポイント

ア 現場保存

- 車を動かせる状況であれば、路肩等、他の車両通行の妨害にならない場所に車を移動させる。
- 車外に出る際は、後続車両に十分注意する。特に、高速道路上では無理に車外に出ない。

イ 警察、救急への通報（999番）

- 負傷者の有無の確認後、現場から速やかに警察、救急に連絡する。
- 周辺の目印（メトロの駅、店舗等）を把握し、発生場所を伝える。

ウ 記録及び写真撮影

- 事故現場、相手の車両の損害状況、ナンバー等を記録しておく。
- ただし、写真撮影の際には、可能な限り相手の承諾を得ること。

【事故の届出の方法】

交通事故が起きた場合、速やかに警察に連絡の上、事故現場の位置や事故の状況を説明し、警察の指示に従ってください。

当地では、単純な物損事故（事故の事実関係が明白で怪我人が出ていない事故）の場合、事故現場に警察官が派遣されず、スマートフォンのアプリを利用して事故の届出をするように指示される場合があります。その場合、事故の相手に対し、アプリを使って届出をすることを告げて了承を得るとともに、事故に責任のある側がどちらとなるかを十分に確認した上で、届出をしましょう。

一方で、負傷者がいる、事故の損傷で車を移動することができない、どちらの当事者に責任があるか不明で争いがある、事故の形態が複雑である場合などは、警察官が現場に派遣される、又は、当事者がそろって警察署に出頭するよう求められることが一般的です。いずれの場合でも警察の指示に従い手続を進めてください。

なお、相手側が現場で示談等を提案し、警察への届出をしないように求めてくる場合もあります（過失度合いに応じて罰則が科せられるため）。しかし、修理を求めて連絡

しても応じなくなる、説明を翻して自身に過失はなかったと主張するなど、事後になつてトラブルになるケースもあります。通常、業者で修理を依頼する際には警察からの事故証明（ポリス・レポート）の提出を求められますので、事故に遭った際には速やかに警察に届け出た上で、正規の手続をとるようにしてください。

4 略取・誘拐対策上のチェックポイント

(1) 「選定」対策（略取・誘拐の対象に選ばれないための工夫）

- 人目を引く高級な服装、装飾品を着装しての外出は控える。
- 社名等を表示した服装や名札の着装は必要時のみとし、個人、勤務先（資産）等の情報が外部に知られないよう注意する。

(2) 「下調べ」対策（決行場所を絞らせないための工夫）

- 自宅、勤務先を出るときには周囲の状況を確認する。
- 通勤時間及び通勤経路を時々変更する。
- 交通量の多い道路を通り、人の多い場所で行動するよう心がける。
- 子供に対しても、同じ時間、場所で単独行動させないよう指導する。

(3) 子供を守るための対策

- 子供には、知らない人には絶対について行かないよう指導するとともに、助けを呼ぶ場合の英語（ヘルプ！）等を教えておく。
- ショッピング・モール等、一般的に安全と思える場所であっても、子供だけで遊ばせたり、行動させたりしない（保護者が目を離した際に連れ去られ、わいせつ被害等を受ける事例が頻繁に報じられている。）。

【子どもの親権問題】

外国に移住し、外国人と国際結婚された日本人のうち、不幸にして結婚生活が破綻してしまうケースもありますが、一方の親が他方の親に無断で子どもを国外に連れ出すことが問題となる場合があります。

当地では、父母の双方が親権を有する場合、一方の親の同意を得ることなく他方の親が国外に子どもを連れ去ることは、刑罰の対象となり得ます。また、連れ去り行為は、親同士だけでなく、子どもにも大きな影響を与えることとなります。

親権に関して具体的な問題をお持ちの方は、弁護士などの専門家に相談することをご検討ください。

5 とっさの一言

当地では警察官がアラビア語しか話せないことも多いので、アラビア語も最低限覚えましょう。

日本語	アラビア語
「泥棒」	ハラーミィ
「殺人」	カトル
「強盗」	サリカ
「スリ」	ナツシャール
「ひったくり」	サリカ フジャイーヤ
「交通事故」	ハーディス ムルーリー
「救急車」	サイヤーラ イスアーフ
「警察」	シュルタ
「パトカー」	サイヤーラ シュルタ
「警察を呼んで」	イッタスィル ビツシュルタ
「助けて」	ナジュダ (英語の「ヘルプ」でも十分通じます。)

Ⅱ 緊急事態発生時の手引き

※ 緊急事態

戦争、内乱、クーデター、暴動、テロ、ゲリラ、大規模事故、自然災害等、在留邦人の生命、身体及び財産に著しい脅威を及ぼす事態

1 平素の準備

(1) 所在の明確化－在留届の提出

ア 緊急事態が発生した際の状況把握を想定し、日頃から邦人の皆さんの在留状況を日本国総領事館が把握しておくことは極めて重要です。

イ ドバイ、シャルジャ、アジュマン、ウンム・ル・カイワイン、ラアス・ル・ハイマ及びフジャイラの各首長国に長期滞在する方は、「在留届電子届出システム」(<http://www.ezairyu.mofa.go.jp>)を通じ、当館に「在留届」を提出してください。

ウ 住所、電話番号等の変更、帰国、家族の変更等、届出内容に変更がある場合は、在留届の「在留届記載事項変更届」を提出してください。

エ 旅券法第16条では、3か月以上滞在する方は在留届の提出が義務とされています。

(2) 情報収集

ア 外務省及び当館では、平素から「スポット情報」や「領事メール」等で様々な情報提供を行っています。「在留届」や「たびレジ」に登録して、これらの情報が入手できるようにしておきましょう。

イ また、報道、インターネット等の公開情報のほか、地元の知人、社員等のローカルコミュニティからも情報収集できるようにしましょう。

(3) 籠城、避難の想定及び準備

ア 自宅又は職場内で、数日間籠城できる部屋を選定しましょう。

イ シャワー、トイレ等の設備、電源、インターネットやテレビが利用できる部屋を選定し、水、食料等を十分備蓄しておいてください。

ウ 緊急事態が発生した場合、一時的に電話やインターネット等の通信手段が利用できなくなることも想定されます。あらかじめ、一時避難場所となるホテル、施設等を複数選定しておき、家族等に周知しておいてください。

2 テロ事案に遭遇した場合の対応

(1) 爆弾テロの場合

ア 爆発は一度とは限らず、同時多発的に、又は時差的に発生する場合があります。爆音を聞いたらずはその場に伏せ、周囲の状況が分かれば、速やかに現場から離れてください。

イ 爆風等の影響で瓦礫等の下敷きとなった場合、救出までに時間が掛かることも予測されます。体力を温存するとともに、埃等の有害物質を吸い込まないように、ハンカチ等で口を覆いましょう。

(2) 車両突入テロの場合

ア 人混みなどに車両で突入して人をはね上げるテロの場合、車両が障害物等に衝突して動かなくなった後、犯人は車外に出てナイフ等で周囲の通行人を攻撃するケースもあります。

イ 外見上、交通事故に見えてもテロである可能性もあります。現場に遭遇しても不用意に近づかず、速やかに現場から離れるようにしましょう。

(3) 救助を求める方法

ア 例えば、瓦礫の中等で身動きが取れず救助を求める場合でも、大声で叫ぶことは体力消耗につながり、有害物質を吸い込む可能性もあります。大きな音が鳴るものを叩くなどして、周囲に知らせてください。

イ 携帯電話等が利用できる場合、警察・消防等への通報、家族への連絡等の最小限の通知を行った後は、電池の消耗を考慮し、必要最低限の使用にとどめましょう。

3 緊急事態発生時の行動

(1) 待機、避難の状況判断

ア 緊急事態が発生した場合、まずは今いる場所（自宅、職場、学校等）で安全に待機できるか検討しましょう。

イ その場が危険であると判断すれば、避難する必要があります。警察、警備員等に待避の必要性を確認し、その指示・誘導に従ってください。

(2) 当地政府による避難勧告が出た場合

ア 当地政府機関が避難勧告を発出し、指定の避難所等に誘導された場合

は、基本的にはその指示に従ってください。

イ 避難したら、避難場所を当館にご連絡ください。その後の国外退避等に向け、在留邦人の方の一時避難先の情報を集約する必要があります。

(3) 日本政府による退避勧告が出た場合

ア 外務省では、各国の安全状況の分析を踏まえ、レベル1からレベル4までの「渡航情報」を発出しています。緊急事態が発生する蓋然性が高まれば、「レベル4：退避してください」とする渡航情報を発出します。

イ 渡航情報は、情報収集と分析による一定の根拠に基づいて発出しているものですので、「退避してください」等の高いレベルの渡航情報が発出された場合は、可能な限り、一般商業便の運行中に自主的な国外退避を検討してください。

4 安否確認及び国外退避に向けた支援

(1) 緊急時の情報提供

ア 緊急事態が発生した場合、当館から、状況に応じて、領事メール、ホームページ等を通じて在留邦人の皆さんに情報提供を行います。

イ メール、インターネット、電話等の通信手段が一切使用できない場合は、当地の警察署、病院、避難所、主要ホテル等における情報の掲示等も検討します。また、NHK国際放送等を通じて情報提供を行う場合もあります。

(2) 邦人の安否確認

ア 緊急事態の発生に伴う大規模な被害が発生した場合、領事メールを介して「安否状況確認」を行う場合があります。メールの指示に従い、安否状況、待避状況等についてご回答ください。

イ そのほか、在留届の情報をもとに、当館から当地在留中の邦人の皆さんに直接連絡して安否を確認する場合があります。また、在留届を提出していない短期旅行者の方の状況の確認にあたっては、たびレジの情報を利用したり、ドバイ及び北部首長国の主要ホテルに連絡したりして、安否を確認する場合があります。

(3) 国外退避の支援

ア 情勢の悪化に伴い商業定期便等が運行を停止し、さらには陸路の国境等が閉鎖され、日本国政府がチャーター機等を手配することとなった場

合は、領事メール、当館ホームページ、SNS（インスタグラム、フェイスブック）等を通じて情報発信をします。

イ なお、自力で帰国し、あるいは第三国への退避等ができた場合は、その旨当館、外務省、又は避難先の大使館・総領事館にご連絡ください。

5 緊急携行品・備蓄品の準備

緊急事態の発生に伴う自宅での待機、一時避難、さらには国外への退避を想定し、緊急時に備えて備蓄する物、携行する物を準備しておきましょう。

以下に列挙したものはあくまで目安ですが、参考にしてください。携行すべき物は、すぐに持ち出せるよう、バッグやリュックサック等に入れ、保管しておきましょう。

また、少なくとも年に1回は中身を確認し、破損、賞味期限切れ等がないか確認するようにしましょう。

《 緊急携行品等の例 》

水・食料・医薬品等
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 水：1人1日4リットル（飲料水用+洗浄用）×最低3日分<input type="checkbox"/> 食料：軽量、冷蔵不要、調理不要、高カロリーのもの×最低3日分<input type="checkbox"/> 洗面用具：歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、タオル等<input type="checkbox"/> 薬：常備薬、風邪薬、頭痛薬、下痢止め、化膿止め用塗り薬等<input type="checkbox"/> 衛生用品：マスク、絆創膏、包帯、ピンセット、綿棒、女性用品等
生活用品
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 電子機器：懐中電灯、携帯電話用充電ケーブル、携帯充電池等<input type="checkbox"/> ラジオ：AM・FM・短波放送受信可能なラジオ<input type="checkbox"/> 工具：ペンチ、レンチ、シャベル、缶切り、キャンピングナイフ等<input type="checkbox"/> 食器類：ゴミ袋、ジップロック、紙製食器、割り箸等 <p>（以下、余裕があれば揃えたいもの）</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 地図、裁縫用具、簡易マット、寝袋、娯楽品（書籍、ゲーム類）
衣類等
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 下着及び靴下（使い古したものを捨てずに保管しておくのもよい）<input type="checkbox"/> 長袖、長ズボン（締め付けが少なく余裕のあるサイズがよい）<input type="checkbox"/> 帽子、サングラス、コンタクトレンズ用品<input type="checkbox"/> 丈夫な靴、又は脱ぎ履きしやすいサンダル
貴重品等
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 旅券、身分証明書類（Emirates ID等）<ul style="list-style-type: none">※ 旅券の残存有効期間が半年以上あることをご確認ください。<input type="checkbox"/> 重要情報の控え・メモ（銀行口座番号、保険関係、緊急連絡先等）<input type="checkbox"/> 小切手、カード、ある程度の現金（米ドル、ディルハム）

6 主要緊急連絡先（U A E 国番号 +971）

在ドバイ日本国総領事館	04-2938888（代表）
在アラブ首長国連邦日本国大使館	02-4435696（代表）
【U A E 警察・救急・消防】	
警察	999（全首長国共通） 901（全首長国共通・非緊急の相談電話）
救急	998（全首長国共通）
消防	997（全首長国共通）
【日本政府関係】	
外務省	+81-3-3580-3311（代表） （海外邦人安全課・内線2851）
在オマーン日本国大使館	+968-24-601028
在サウジアラビア日本国大使館	+966-11-488-1100
在カタール日本国大使館	+974-4-440-9000
在クウェート日本国大使館	+965-2-530-9400
在バーレーン日本国大使館	+973-1-771-6565
【ドバイ政府関係】	
U A E 外務省ドバイ事務所	04-4040000
ドバイ首長府	04-3533333
ドバイ市政庁（Dubai Municipality）	04-2215555
ドバイ入管（G D R F A）	04-3139999 800-5111
ドバイ民間航空庁	04-7770000 800-83222
【空港】	
ドバイ空港	04-2245555
シャルジャ空港	06-5581111
フジャイラ空港	09-2226222
アル・アイン空港	03-7855555

【病院】	
《ドバイ》	
SAKURA MEDICAL AND DENTAL CLINIC	0 4 - 4 4 5 2 8 7 5 (日本語対応可)
AMERICAN WELLNESS CENTER	0 5 5 - 9 1 8 9 7 0 1 (日本語対応可)
RASHID HOSPITAL	} 8 0 0 - 6 0 Dubai Health のコールセンターを通じた予約
DUBAI HOSPITAL	
LATIFA HOSPITAL	
AMERICAN HOSPITAL	0 4 - 3 3 6 7 7 7 7 (3 7 7 5 5 0 0)
MEDICLINIC WELCARE	0 4 - 2 8 2 7 7 8 8
HOSPITAL	0 4 - 4 3 5 9 9 9 9 (8 0 0 - 1 9 9 9)
《シャルジャ》	
KUWAITI HOSPITAL	0 6 - 5 0 3 1 1 6 3
《ラアス・ル・ハイマ》	
AL ZAHRAWI HOSPITAL	0 7 - 2 2 8 8 5 4 4
SAQR HOSPITAL	0 7 - 2 0 4 9 9 9 9
《ウンム・ル・カイワイン》	
UMM AL QUWAIN HOSPITAL	0 6 - 7 0 6 0 5 0 0
《フジャイラ》	
THUMBAY HOSPITAL FUJAIRAH	0 9 - 2 2 4 4 2 3 3
FUJAIRAH HOSPITAL	0 9 - 2 2 4 2 9 9 9
《アジュマン》	
SHEIKH KHALIFA MEDICAL CITY AJMAN	0 6 - 7 1 1 7 7 7 7
MUSHEIRIF HEALTH CENTRE	0 6 - 7 1 4 7 9 0 0